

答申第12号

平成23年9月1日

大分市長 釘宮 磐 殿

大分市情報公開審査会

会長 清水 立茂



大分市情報公開制度の運営に関する重要事項について（答申）

平成23年7月5日付総務第424号により、諮問のありました、下記の件について別紙のとおり答申します。

記

「公共工事における下請報告書に記載の下請負契約金額（契約金額）の公開のあり方について」についての諮問

別紙

答申第12号

答 申

第1 諮問の趣旨

当審査会の答申第2号（平成12年12月22日付け。以下「答申第2号」という。）及び答申第9号（平成17年5月10日付け。以下「答申第9号」という。）を経て、実施機関は、大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、公共工事における下請報告書の情報公開請求があった際には、当該報告書に記載された下請負契約金額（以下「下請金額」という。）を条例第7条第2号アに該当するとして、これまで非公開としてきた。しかし、答申第9号から既に5年以上の期間が経過していることから、実施機関は、現在の社会情勢に合った下請金額の公開のあり方を検討しているところであり、今後の下請金額の公開のあり方について、当審査会は意見を求められたものである。

第2 審査会の結論

下請金額は、工事施工中であるか工事完了後であるかを問わず、条例第15条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に基づき、公共工事の元請業者及び下請業者に対し、意見書を提出する機会を付与した上で、原則公開とすることが望ましいと考える。

ただし、当該業者から提出された意見書において具体的な事実をもって下請金額を公開した際の弊害が示され、それが法的保護に値する蓋然性のあるものと認められる場合は除くものとする。

なお、下請金額の公開に関しては、元請業者及び下請業者の理解を得ることが重要であると考えられることから、公開に関する方針につき十分な周知に努めることを、実施機関に期待するものである。

第3 審査会の判断

実施機関の諮問には、下請金額の公開のあり方として、案1「原則公開」、案2「完了後の工事について、原則公開」、案3「非公開」の3案が示されたが、当審査会としては一括して審議したところ、次のように判断する。

1 諮問に至った背景事情

実施機関の諮問には他都市の答申が4件示され、また、県内自治体の下請金額の公開状況が分かる資料が追加資料として提示された。

下請金額の公開に関しては、諮問に示された他都市の答申を時系列に並べると公開に向かっているとみてとれ、また県内自治体では半数以上の自治体が公開しており、それらの事情が諮問に至った背景にあるとうかがえた。

また、実施機関の諮問では元請業者による一括下請が社会問題として指摘されていると述べられているが、公共工事の透明性の確保とそれに伴う説明責任を果たす上では、当審査会としても下請金額の公開を求める必要性は理解できる。

2 条例における原則公開の趣旨

条例は、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするようにすることを目的としており、市の保有する情報を原則公開としたものである。

3 条例第7条第2号アの該当性について

(1) 本号アの趣旨

本号アは、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」と総称する。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

この場合の「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(2) 下請金額を公開した場合の弊害について

答申第2号及び答申第9号では、下請金額に関しては、民間業者間の契約であること、商慣習上の信頼関係を損なうものであること、経営状態等の分析が可能になること、経営体質及び営業状態などが明らかになること等の問題を論じた上で、「法人の内部情報である財務状況や経営方針及び営業方針など、いわゆる営業上のノウハウに関する情報が含まれたものであり、これを公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する」との理由により、大分市情報公開条例（平成10年大分市条例第1号。以下「旧条例」という。）第7条第3号に該当し、非公開とするのが妥当であるとされた。

なお、現行の条例が改正されたのは平成16年のことであり、答申第2号及び答申第9号は、旧条例に基づく情報公開請求に関するものであった。

しかし、社会情勢は刻一刻と変化してきており、その社会情勢を踏まえて判断することが求められる。

ことに、現在、一括下請が社会問題として指摘され、公共工事の透明性の確保と説明責任を果たすという観点からすれば、下請金額を一律に非公開とすることは、市の保有する情報を原則公開とした条例の趣旨にそぐわない。

前述の答申は、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとして、個別具体的な事情如何にかかわらず、一般的に法的保護に値する蓋然性があると認めたものであるが、むしろ、前記のとおり、本号アの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、当該法人等の権利利益には様々なものがあるので、その権利利益の内容に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性を十分考慮して適切に判断すべきである。こうすることによって、元請業者及び下請業者の個別具体的な事情に即して、公開する利益と非公開として保護すべき利益とを比較衡量する方が、一律に判断するよりもより適切な判断が可能となる。

(3) 元請業者及び下請業者の利益に対する配慮について

平成16年の改正により条例に第15条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)の規定が新設された。

条例第15条の趣旨は、公開請求に係る公文書に公開請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者の権利利益を保護するとともに、公開に係る決定の公正を期すため、当該第三者に対し、意見書提出の機会を付与し、また、公開決定を行う場合に第三者が公開の実施の前に公開決定を争う機会を保障するための措置を定めたものである。

下請金額の公開に関しては、この規定を適切に運用することで、当該業者の利益についても配慮することが可能である。

(4) 工事施工中と工事完了後とを区別する必要性について

実施機関の諮問には、案1「原則公開」とした場合の考えられるデメリットとして、「工事施工期間中に下請金額を公開した場合、受注金額を巡って、下請業者の間に軋轢が生じる等の要因により、公共工事の円滑な遂行に支障をきたすおそれがある。」と挙げられており、これが案2「完了後の工事について、原則公開」と比べた際の工事施工中の公開における唯一のデメリットである。

しかし、上記の理由については抽象的な印象であって具体性がないと感じられ、この点だけで判断すると、前述のデメリットの「おそれ」は単なる可能性であって法的保護に値する蓋然性があるとはいえず、下請金額を工事の施工中に公開した場合に、下請業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認めがたい。

したがって、工事施工中に公開した場合の弊害が明確でない以上、工事施工中と工事完了後とを区別して公開非公開の判断を論ずる必要はないと思料す

る。

(5) 小括

よって、現行の条例のもとでは、下請金額の公開に関しては、個別具体性を伴わない一般的抽象的な弊害を理由として、条例第7条第2号アにより一律に非公開とするのではなく、条例第15条に基づき、元請業者及び下請業者に対し、意見書を提出する機会を付与した上で、当該業者から提出された意見書において具体的な事実をもって下請金額を公開した際の弊害が示され、それが法的保護に値する蓋然性のあるものと認められる場合を除き、原則公開とすることが望ましい。

4 結論

以上により、上記3(5)小括のとおり、当審査会は考えるものである。

なお、下請金額の公開に関しては、元請業者及び下請業者の理解を得ることが重要であると考えられることから、公開に関する方針につき十分な周知に努めることを、実施機関に期待するものである。

よって、「第2 審査会の結論」のとおり判断するに至った。

5 附帯意見

上記4結論で述べたとおり、当審査会としては、条例第15条を適切に運用することを希望するが、今後、条例第15条に基づき提出された意見書により下請金額の公開非公開の判断に資する具体的情報が相当程度蓄積された場合には、その時点で改めて下請金額の公開及び条例第15条に関する運用につき見直しを図ることも考え得るのではないかと思料する。

第4 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過及び審査会委員は別記のとおりである。

別 記

1 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成23年 7月 5日	諮問書の受理
平成23年 7月14日	審議（第82回審査会）
平成23年 7月22日	審議（第83回審査会）
平成23年 8月 8日	審議（第84回審査会）
平成23年 8月22日	結審（第85回審査会）

2 大分市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	職 業 等
会 長	清 水 立 茂	弁 護 士
会長代理	鈴 木 芳 明	大 学 教 授
委 員	薬真寺 朗 彦	会 社 役 員
委 員	樋 口 貴美子	人権擁護委員
委 員	阿 部 貴 史	弁 護 士